

15 エネルギー関係

ア 電気事業

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
自由化範囲 の拡大 (経済産業省)	<p>エネルギー分野については、エネルギー政策基本法(平成14年法律第71号)に定められているとおり、「安定供給の確保」、「環境への適合」を十分考慮した上で、エネルギー市場の制度改革を進めるとともに、我が国の実情に適合する形での市場原理の活用策を設計する姿勢が重要である。また、市場原理を活用する中で、安全の確保をおろそかにすることがあってはならず、国及び事業者は、それぞれの責務を果たすことにより、安全の確保を確実に行うことが必要である。</p> <p>こうした考え方を踏まえて、以下の～の項目について検討する。</p>				
	<p>a 電気事業分野における一層の競争促進を図るため、平成19年を目途に家庭用を含む小規模需要家までの全面自由化について検討を開始し、早期に結論を得る。</p>	重点・エ ネ ア	平成19年度検討開始、早期に 結論		
	<p>b 諸外国においては電力市場における全面自由化が達成されている国も多く、我が国においても、競争的環境の導入による電力事業分野における高コスト構造の更なる改善は急務となっている。</p> <p>こうした点を踏まえ、家庭用を含む小規模需要家までの全面自由化についても、これまでの自由化の範囲拡大の効果についての評価を継続して行う。</p>	計画・エ ネ イ b	評価		
卸電力取引 所の活性化 (経済産業省)	<p>a 市場監視機能をより強化するとともに、多くの発電設備を保有する一般電気事業者や卸発電事業者に対する玉出しの増加や義務化、利用者ニーズを十分踏まえた商品メニューの多様化、取引所への参加者の拡大などといった取引活性化に向けた対応を検討し、早期に結論を得る。</p>	重点・エ ネ イ	平成19年度検討開始、早期に 結論		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	b 取引所におけるインバランス精算(電力の需要と供給の不一致に対する精算)に関して、取引所に参加する売り手と買い手とを結びつける方式を廃止し、発電者が、小売事業者を介さずとも直接取引できる制度へと改めることを検討し、結論を得る。		結論		
託送制度等の見直し (経済産業省)	a 現行の接続供給制度について、「適正な電力取引についての指針」や「電力の取引に関する紛争処理ガイドライン」に基づき適時・適切に対応を行うとともに、必要に応じて見直しも行う。	計画・エ ネ イ a	逐次措置		
	b インバランス精算制度については、一般電気事業者とPPSがイコールフットイングになっていないのではないか、料金設定が需給逼迫時に節約と増産のインセンティブを与えるものになっていないのではないか等の指摘があることも踏まえ、インバランス精算制度の更なる改善について検討し、結論を得る。	重点・エ ネ ウ	結論		
	c 東京 中部 中国 九州間など、既にごく限られた時間で容量不足が顕在化している連系線や、一層の広域流通の拡大による将来的な連系線容量の不足が生じる可能性もあることから、電力系統利用協議会の機能強化を念頭に置きつつ、流通設備形成を促す方策などについて検討し、早期に結論を得る。		検討・早期に結論		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
送電線整備・系統運用のルール整備 (経済産業省)	送配電等業務支援機関が、既存電力会社からの厳格な中立性を確保しつつ、連系送電線を含む送電線の整備ルールや電力系統の運用ルールを作成することを確保する。	計画・エ ネ イ	監督		
託送部門の一層の中立性、透明性の確保 (経済産業省)	託送部門に対しては、前回の制度改正により、会計分離や行為規制が課されることとなった。一方で、2005年度の送配電部門収支によれば、託送部門における超過利潤が一般電気事業者の合計で約2,000億円に達するなど、一部関係者からその制度の問題点が指摘されている。このため、託送部門の会計分離を徹底するなど、制度の見直しすることを検討し、結論を得る。	重点・エ ネ エ	結論		
原子力発電に係る規制・運用の見直し等 (経済産業省)	a 安全を維持しつつ、より効率的な原子力発電所の運営を図る観点から、欧米等の知見も参考にしつつ、引き続き、科学的・合理的な安全規制の在り方について検討を行う。	重点・エ ネ オ	引き続き実施		
	b 原子力発電所の新設については、PPSなどの新規参入事業者の出資等による共同開発についても排除されないよう注視する。		実施		
	c 安全面の取組に関しては、現状、国の審査等に基づき、地方公共団体においても判断が行われている。国は地方公共団体と各レベルにおける真摯な取組を行うこととして、きめ細かい広聴・広報を進める。		逐次措置		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
環境問題への対応等 (経済産業省、環境省)	<p>京都議定書発効を踏まえた地球温暖化対策として、新エネルギーの開発や原子力発電を着実に推進するとともに、風力・太陽光などCO₂を排出しない電源について、経済性・供給安定性を踏まえつつ、普及促進を図る。また、費用対効果の高い対策として京都メカニズムの活用(CDMクレジット等)を促進する。</p> <p>一方で、小資源国の我が国にとって、電源の多様化はエネルギー・セキュリティ上有意義な施策である。</p> <p>このため、官公庁による入札を通じた環境対策への取組については、公正な競争の確保やエネルギーの安定的な供給等のその他の施策との調和を確保する。</p>	重点・エ ネ カ	逐次措置		

イ ガス事業

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
ガス事業における自由化範囲の拡大 (経済産業省)	<p>エネルギー分野については、エネルギー政策基本法(平成14年法律第71号)に定められているとおり、「安定供給の確保」、「環境への適合」を十分考慮した上で、エネルギー市場の制度改革を進めるとともに、我が国の実情に適合する形での市場原理の活用策を設計する姿勢が重要である。また、市場原理を活用する中で、安全の確保をおろそかにすることがあってはならず、国及び事業者は、それぞれの責務を果たすことにより、安全の確保を確実に行うことが必要である。</p> <p>こうした考え方を踏まえて、以下の～の項目について検討する。</p>				
	<p>10万m³未満の小規模需要家までの全面自由化の在り方等に関する検討については、平成19年度の10万m³以上までの自由化範囲の拡大を受けて、速やかにその実施状況の十分な評価を行い、全面自由化の在り方等について、その課題を明らかにする。</p>	重点・エ ネ ア	評価		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
託送制度等 の見直し (経済産業省)	a ガス事業分野における競争を促進するためには、託送供給制度の充実・強化が不可欠である。このためガス導管網の整備とその有効利用の促進について、引き続き効果的な措置を講ずる。	重点・エ ネ イ	必要に応じ逐次措置		
	b 1時間同時同量制度については、平成 19 年度から拡大される 10～50 万m ³ の範囲の需要家を対象に簡易な同時同量制度の導入が予定されているが、当該措置が適正な運用となるよう注視すべきである。それ以外の範囲の需要家への託送供給についての簡易な同時同量制度については、19 年度からの制度導入の実施状況の評価を踏まえ、検討する。		必要に応じ逐次措置		
	c 託送料金については、制度の運用実績を踏まえ、適正な算定方法の在り方等について、引き続き検討する等、一層の透明性の確保に努めるべきである。その際、託送料金に算定される気化・圧送コストなどの取扱いについても、19 年度からの簡易な同時同量制度の影響、気化・圧送設備の運用・取扱いの実態等に関する検証を行い、必要に応じ適宜措置する。		逐次措置		
	d 新規導管を設置する場合の利益阻害性判断基準については、19 年度からの自由化範囲拡大の十分な評価を踏まえつつ、既存導管網の効率的な運用という観点も踏まえ、引き続き検討すべきである		逐次措置		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	e 保安責任についても平成 19 年度から比較的小規模な需要家まで対象が拡大されるが、大口ガス事業への参入を円滑化する視点からも、保安業務の受託に係る一般ガス事業者の対応をフォローアップし、実質的な参入障害が生じている場合には、適正取引ガイドラインに位置づけることも含め、適切な対応を検討するべきである。		逐次検討		
ガス産業全体の構造改革 (経済産業省)	ガス市場参加者が、互いに公平な条件の下で競争が可能となるよう、一般ガス事業、簡易ガス事業、LPガス事業の事業区分の見直しを行う。	計画・エ ネ ウ a	逐次検討		
ガス供給区域規制の見直し (経済産業省)	供給区域を持つ都市ガス事業者は、その区域内の規制需要家に対し、要請があれば供給に応じなければならぬ義務を有する一方、独占的に供給を行うことができる特権を有している。 都市ガス事業者は、供給区域を設定した後いつまでも供給が開始されない未普及区域を有する場合があります、結果としてこうした区域では需要家の選択肢が制限されている。 このため、これらの都市ガス事業者が有する未普及供給区域を減少する場合の判断基準を設けたが、その運営を今後とも一層厳格に行い、都市ガス事業者の未普及区域を排除する措置を講ずる。	計画・エ ネ ウ	逐次実施		

ウ その他

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
風力発電等 系統連系の あり方 (経済産業省)	国、電力会社、風力発電事業者によって、周波数変動対策の観点や送電容量対策の観点から、解列枠の募集や会社間連系線の活用に向けた検討、風力発電連系可能量の正確な把握や蓄電池等の導入可能性調査等が実施され、平成 17 年春にこれらの対策のレビューが行われることとなっているが、これらの結果も踏まえ、送電系統への影響に十分配慮しつつ、風力発電機が送電系統に円滑に連系されるために必要な措置を講ずる。	計画・工 ネ イ a	逐次措置		
随時巡回式 発電所にお ける委託電 気主任技術 者による点 検回数の見 直し (経済産業省)	随時巡回を行う発電所(内燃力発電所及びガスタービン発電所を除く)における委託電気主任技術者による点検頻度について、平成 17 年度から平成 19 年度までの委託調査事業の中で、優先順位の高い発電所から検討を行い、年度毎の検討結果に基づき随時見直し(告示改正等)を行う。	計画・工 ネ イ	逐次措置		
公益事業に 関する分野 横断的な競 争促進ルー ルの整備 (経済産業省、 総務省、国土交 通省、公正取引 委員会) <ITイ に再 掲>	近年、電気、ガス、通信、航空といった公益事業分野における規制緩和の進展に伴い、従来から事業法に基づく公益事業を営んできた事業者と、規制緩和により新たに市場に参入した新規事業者との間での紛争が生じている。公益事業分野における規制緩和の実効性を確保するためには、このような紛争を明確なルールと迅速な対応により防止・解決することが極めて重要であり、市場監視の強化と、より実効的な競争政策の立案・執行が不可欠となっている。 このような状況を踏まえ、規制緩和の実効性を確保する観点から、独占禁止法による公正取引委員会の監視に加え、各事業所管官庁においても、次の措置を講ずる。	計画・工 ネ 工			

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	<p>a 公益事業分野における市場監視の強化 競争制限的行為に関する苦情受付体制の整備等により、情報収集を強化するとともに、市場における競争状況(市場参入の状況や優越的地位にある事業者の市場行動など)を調査する。</p>		逐次実施		
	<p>b 公益事業分野における競争政策の強化 競争制限的行為に関する情報収集・調査によって得られた結果に基づき、市場におけるルールの策定、競争を促す効果のある行政措置の自らの実施、及び関係する他の所管官庁への提案を行う。</p>		逐次実施		
	<p>c 複数の公益事業分野における公正競争ルールの整備 通信と電力、電力とガス等の相互参入が進展し、複数の事業分野にまたがる事業活動が展開され、それとともに分野横断的な競争に際しての紛争事例が今後も生じる可能性がある。このような実態を踏まえ、事業規制が引き続き存在し、独占禁止法では必ずしも実効性が確保できない競争上の問題について、実効性のある市場ルールを策定し、実効性のある行政措置の発動が可能となるよう、各分野の実態を踏まえて適切なルール等の整備を行う。</p>		逐次実施		
	<p>d 公正取引委員会、各事業所管官庁との関係 公正取引委員会、各事業所管官庁は、密接な連絡をとり、事業者混乱が起らないように措置することは言うまでもないが、競争促進目的や手段における公正取引委員会と各事業所管官庁の権限の差異に応じて、目的・手段に即して最も適切な仕組みを持つ者がその任に当たる。</p>		逐次実施		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	e 事業所所管官庁における中立性確保事業所 管官庁が上記のような競争促進措置を講ずる に当たっては、事業法分野によっては、より専 門的な見地や、より公平・中立な立場からの市 場監視を実効的に行い得る厳正中立な体制の 構築・強化を検討する。		逐次実施		
インフラ整 備の促進 (関係府省)	a 電気事業における送電ネットワークやガス 事業における導管ネットワークの整備に際し て必要となる工事や土地利用等に係る規制に ついて、インフラ整備を抑制している規制があ れば、これを緩和する等の措置を講ずる。	計画・工 ネ 工	実際上の必要性が生じた場 合に検討		
	b 熱供給事業法の対象外の小規模(21 ギガジ ュール/h r 未満)の熱供給導管についてもエネ ルギー政策等の観点から公共財的性格が法令 上位置付けられれば、義務占用に準じた道路占 用を認めることを検討する。		実際上の必要性が生じた場 合に検討		
道路占用料 の見直し等 (国土交通省)	道路占用料単価の見直しについて、市町村合併 の状況を踏まえ、必要な措置を行う。	計画・工 ネ 工 b	措置		
補助井、基礎 試錐の掘り 止め深度の 確認方法の 見直し (経済産業省)	補助井、基礎試錐の掘り止め深度の確認の電気 検層深度等の方法に導入について、事業者が実施 する電気検層時の揚管作業等の実態を把握した 上で、検討を行う。	計画・工 ネ 工	検討		
常時監視を しない発電 所で遠隔監 視制御する 場合の施設 基準の緩和	運転が自動化されているガスタービン及びガ スタービンコンバインドサイクル発電所につい ては、自動停止する保護回路の増強及び遠隔監視 制御所に常時駐在している技術員への連絡体制 の確立等により、発電所内で常時監視する必要は ないことから、このような場合には、出力に限ら ず常時駐在監視を行わないことについて検討し、 必要な措置を行う。	別表 3 -		措置	